

佐賀県告示第590号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、池原鳥獣保護区及び高島鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（昭和52年佐賀県告示第716号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>東松浦郡七山村大屋敷の滝川支流岳川と袋底川の交点を起点とし、袋底川を東へ進み村道袋底岳川線との交点に至り、同村道を南へ進み長石採石場に通じる里道との交点に至り、同里道を南へ進み七山村と巖木町の境界との交点に至り、同境界を西へ進み巖木町片原に至る里道との交点に至り、同里道を北へ進み村道大屋敷岳川鳥巢線との交点に至り、同村道を北へ進み広域基幹林道佐賀北部線との交点に至り、同林道を東へ進み岳川との交点に至り、同川を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p>平成20年2月8日から平成29年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることを周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあた</p>	<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>唐津市七山池原の滝川支流岳川と袋底川の交点を起点とし、袋底川を東へ進み市道袋底岳川線との交点に至り、同市道を南へ進み長石採石場に通じる里道との交点に至り、同里道を南へ進み同市七山池原と同市巖木町の境界との交点に至り、同境界を西へ進み同市巖木町片原に至る里道との交点に至り、同里道を北へ進み市道大屋敷岳川鳥巢線との交点に至り、同市道を北へ進み広域基幹林道佐賀北部線との交点に至り、同林道を東へ進み岳川との交点に至り、同河川を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度</u>の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成20年2月8日から平成29年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、<u>鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度</u>の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度</u>の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、<u>鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度</u>の適正な活用により被害防止に努める。</p>